

平成 28 年度
静岡県観光ホームページ「ハローナビしずおか」及び
静岡県観光ホームページ多言語版「SHIZUOKA GUIDE」

バナー広告募集要領

1 バナー広告を掲載するページ

サイト名	URL	備考
ハローナビしずおか	http://hellonavi.jp/	
SHIZUOKA GUIDE	http://shizuoka-guide.com/	英語・繁体字・簡体字・韓国語

2 バナー広告の対象 静岡県の観光に関するウェブサイト

3 バナー広告の枠数と規格

サイト名	掲載位置	枠数	大きさ
ハローナビしずおか (日本語サイト)	トップページ A (中段)	3	W520×H174 ピクセル
ハローナビしずおか (日本語サイト)	トップページ B (最下段)	10	W600×H166 ピクセル
SHIZUOKA GUIDE (多言語サイト)	トップページ (最下段)	各言語 5	W600×H166 ピクセル

※ファイル形式：JPEG/JPG/PNG/GIF(アニメーションは不可)データとする。

※ファイル容量は原則として 150KB 以下とする。

- 4 バナーの禁止表現
- (1) 点滅、切り替え、反転などの動きのある表示
 - (2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど）
 - (3) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）
 - (4) その他広告の表示表現として適当でないと協会が認める表現

5 掲載料

サイト名 掲載位置	枠数	会員価格		非会員価格	
		1ヶ月/単価 (税抜)	10ヶ月/合計 (税抜)	1ヶ月/単価 (税抜)	10ヶ月/合計 (税抜)
ハローナビしずおか トップページ A	3	20,000 円	160,000 円	30,000 円	240,000 円
ハローナビしずおか トップページ B	10	10,000 円	80,000 円	15,000 円	120,000 円
SHIZUOKA GUIDE トップページ	各言語 5	10,000 円	80,000 円	15,000 円	120,000 円

※バナー（画像）制作を行う場合は、別途制作料をいただきます。

※SHIZUOKA GUIDE の価格は、各言語（英語・繁体字・簡体字・韓国語）における価格です。

6 広告の掲載期間

- (1) 平成28年6月1日からの期間で、1ヶ月単位で、最長10ヶ月間まで掲載可能です。
- (2) 広告の開始日は、原則として当該広告を掲載月の最初の営業日とします。営業日は、当協会の営業日（土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日、を除く日）とします。
- (3) 広告の掲載終了日は、原則当該広告を掲載する翌月の最初の営業日とします。

7 申込方法

別紙の「バナー広告掲載申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記あてにご送付ください。

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階
公益社団法人静岡県観光協会 担当：西井・二本柳

8 募集締切 平成28年5月6日(金)

※今回募集分の締切です。掲載枠に空きがある場合は、随時受け付けます。

9 広告掲載の決定

- (1) バナー広告掲載要綱第4条の掲載基準に適合しているかを確認させていただきます。
- (2) 枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、次の申込者の順位により広告掲載を決定させていただきます。この場合、同じ順位の場合は、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定させていただきます。
 - ① 本協会会員
 - ② 広域の観光関連団体等
 - ③ 企業のうち公共性が高く、かつ県内に事業所等を有するもの
 - ④ 前号の規定に該当しない私企業又は自営業で、県内に事業所等を有するもの
 - ⑤ その他の私企業又は自営業等

10 掲載までの手続き

- (1) 募集締切後、10日以内に掲載の決定について、書面で通知いたします。合わせて見積書、請書、請求書をお送りします。なお、掲載をお受けできない場合は、電話でご連絡します。
- (2) 広告の掲載開始日の10日前までに、バナー画像を提出してください。
- (3) 広告の掲載開始日の5日前までに、広告掲載料をお支払いください。ただし、広告の掲載開始日が4月の場合またはやむを得ない事由がある場合は、広告開始日から起算し20日以内にお支払いください。
- (4) 広告は、原則として広告開始日の午後3時までに掲載します。(広告の終了は、広告終了日の午前9時以降です。)

11 その他

詳細につきましては、静岡県観光ホームページ「ハローナビしずおか」及び静岡県観光ホームページ多言語版「SHIZUOKA GUIDE」バナー広告掲載要綱をご覧ください。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。